

住民監査請求書

第1 請求の趣旨

- 1 県知事は浅井修一郎議員に対し、合計金341万9237円の不当利得返還請求をせよ
- 2 県知事は仁坂吉伸知事に対し、県の浅井修一郎議員に対する不当利得返還請求債権を時効消滅させた合計460万4166円の損害賠償請求をせよ
との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

第2 請求の理由

1 当事者

- (1) 請求人 請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。
- (2) 浅井修一郎 同人は、現職の和歌山県議会議員（以下、「浅井議員」という）であり、受領した政務調査費を違法に支出し不当に利得している相手方である。
- (3) 仁坂吉伸 同人は、現職の知事（以下、「仁坂知事」という）であり、浅井議員に対する不当利得返還請求権の行使をいたずらに怠っている相手方である。

2 政務調査費（公金）の受領及び不当利得

浅井議員は、平成19年度～同24年度に、地方自治法及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例（但し、現行条例が平成25年3月1日に施行される前の旧条例。以下、単に「本件条例」という。）、和歌山県政務調査費の交付に関する規程（但し、現行規程が平成25年3月1日に施行される前の旧規程。以下、単に「本件規程」という。）に基づき受領した政務調査費を、政務調査費としては充てることのできない経費に違法に支出して不当利得している。

3 事務所費、事務費、人件費に充てた政務調査費支出

浅井議員は、受領した政務調査費から、別紙2「違法支出金等一覧表」中、平成19年度～同24年度の各年度（但し、平成19年度と同23年度は4月分と5月

以降分に分かれている。) の「収支報告書の金額」欄に対応する「事務所費」, 「事務費」, 「人件費」欄記載の各金員を支出(但し, 平成19年4月分については, 以下に述べるとおり違法な支出が容易に推認できる事務所費と, 事務費のうち自宅の固定電話使用料, 携帯電話使用料を支出)した。

4 確定判決とその準拠

和歌山県議会議員が使途した政務調査費の違法支出をめぐっては, 本件対象年度に先行して2件の確定判決が存する。すなわち, 平成26年2月に確定した平成14年度~同17年度の事務所費, 事務費, 人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成25年(行コ)第40号事件(原審・和歌山地方裁判所平成19年(行ウ)第7号)】(以下「第一次訴訟確定判決」という)及び, 昨年8月に確定した平成18年度の事務所費, 事務費, 人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成26年(行コ)第182号事件(原審・和歌山地方裁判所平成23年(行ウ)第7号)】(以下「第二次訴訟確定判決」という)である。両確定判決は, 別紙3「確定判決の枠組みとその考え方」のとおり, 政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合, 当該事務所の費用として支出された事務費, 人件費等については, 按分した金額についてのみ政務調査費を支出できると判示し, とりわけ, 第二次訴訟確定判決は, 支出した議員側からも保存期間徒過を理由にそれらの支出に関する裏付け証拠の提出が一切ない元で, 第一次訴訟確定判決に準拠して一部違法を認めたのである。

そうすると, 本件においても, 支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても, 両確定判決が対象とする平成14年度~同18年度に引き続く事務所費, 事務費, 人件費の支出であり, 以下に述べるとおりその後に, 事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから, 両確定判決の判示は, 本件住民監査請求においても基本的に準拠できると解すべきである。

5 浅井議員に関する確定判決の判示

(1) 両確定判決は, 事務所の設置状況等と株式会社浅井について次のとおり認定した。

① 事務所の設置状況等について

浅井議員は、平成18年当時、自宅（登記簿上の所在は、有田市宮崎町2305番地164。住居表示は、同市宮崎町2305番地）とは別の場所である和歌山県有田市宮崎町2129番地5の建物に政務調査用事務所を設置していた。この建物の2階には株式会社浅井が事務所を置いており、浅井議員は、株式会社浅井に対して政務調査用事務所の賃料を支払っていた。

同建物には、①後援会及び②「自由民主党和歌山県有田市第一支部」が併設されていた。

② 株式会社浅井について

株式会社浅井は、宅地建物取引業を営んでおり、株式会社浅井の役員は、浅井議員が代表取締役、その妻である浅井三枝子及びその子である浅井宏吉が取締役、浅井議員の母である浅井とみゑが監査役であった。

(2) 第二次訴訟確定判決は、第一次確定判決から、平成16年度、同17年度の固定電話使用料と携帯電話使用料について次のとおり認定した。

① 平成16年度、同17年度の固定電話使用料

浅井議員は、政務調査用事務所の固定電話（①0737-85-0381、②0737-82-6551）の使用料として、平成16年4月分ないし同17年3月分の①6万1362円及び②7万6198円の合計13万7560円、平成17年4月分ないし同18年3月分の①5万0491円及び②8万4801円の合計13万5292円を支払った。

平成16年度、同17年度においては、政務調査用事務所及び浅井議員の自宅の固定電話使用料は、株式会社浅井名義で支払われていた。

自宅の固定電話（0737-82-2849）の使用料として、平成16年4月分ないし同17年3月分の合計6万1600円、平成17年4月分ないし同18年3月分の合計5万7531円を支払った。

② 携帯電話使用料

浅井議員は、携帯電話（090-8939-1533）の使用料として、平成16年4月分ないし同17年3月分の合計11万5452円、平成17年4月分ないし同18年3月分の合計11万6790円を支払った。

(3) 浅井議員の事務所費に関する両確定判決の判断

浅井議員が株式会社浅井に対して支払った政務調査用事務所の賃料は、実質

的に浅井議員の利益になっていたというべきである。

そして、議員の利益になる賃料は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とは認められないから、浅井議員の株式会社浅井に対する賃料に政務調査費を支出した36万円は違法である、と判示した。

④ 浅井議員の事務費に関する第二次訴訟確定判決の判示

① 自宅の固定電話使用料

浅井議員は、平成16年度は合計6万1600円、同17年度は合計5万7531円を自宅の固定電話使用料として支払っている。

そこで、浅井議員は、自宅の固定電話使用料を平成18年度にはその平均額である5万9566円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、自宅の固定電話使用料については、私的用途以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である2万9783円については違法である。

② 携帯電話使用料

浅井議員は、平成16年度は合計11万5452円、同17年度は合計11万6790円を携帯電話使用料として支払っている。

そこで、浅井議員は、携帯電話使用料を平成18年度にはその平均額である11万6121円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、浅井議員は、調査研究以外にも、株式会社浅井、後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の各活動や、私的用途にも携帯電話を利用していたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である9万2897円は違法である。

③ 上記①②以外の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費、固定電話使用料として8万6490円を支出した（かかる金額は、事務費として支出された金額から上記①②の金額を差し引いた金額に相当する）。

そして、前記(1)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分である6万4867円は違法である。

④ 浅井議員の人事費に関する両確定判決の判示

前記(1)の認定事実のとおり、浅井議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人事費は、社会通念上相当な分割割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である108万円は違法である。

なお、上記の関係を一覧表にすると別紙1「確定判決内容等一覧表」のとおりである。

6 本件に関する違法支出

(1) 事務所費

① はじめに

浅井議員は、事務所費として、上記両判決の対象年度である平成15年度～同18年度において、月3万円の年36万円を支払ってきた。それと同じように引き続き、別紙2「違法支出金等一覧表」中、各年度の「収支報告書の金額」に対応する「事務所費」欄記載金額のとおり月3万円に相当する5月分以降の平成19年度に33万円、平成20年度～同24年度に各36万円（但し、平成23年4月3万円、同年5月以降平成23年度分33万円）を支出している。この実態からすれば、平成19年4月分としても事務所費3万円を支出していたことが容易に推認できる。また、各年度の収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所借上費」などとする以外に何の説明もない（資料1～11）。さらに、①後援会と②「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の設置場所が平成19年度以降もそれまでとまったく同じ所在である（資料12～21）。このように、平成19年度以降において、それまでの事実関係の変更を推認させる特段の事情が見当たらないことからすれば、上記両確定判決に準拠して、事務所の設置状況等については次のとおり推認できる。

② 事務所の設置状況等について

浅井議員は、平成19年度～同24年度当時、自宅（登記簿上の所在は、有田市宮崎町2305番地164。住居表示は、同市宮崎町2305番地）とは別の場所である和歌山県有田市宮崎町2129番地5の建物に政務調査用事務所を設置していた。この建物の2階には株式会社浅井が事務所を置いており、浅井議員は、株式会社浅井に対して政務調査用事務所の賃料を支払っていた。

同建物には、①後援会及び②「自由民主党和歌山県有田市第一支部」が併設されていた。

③ 株式会社浅井について

株式会社浅井は、宅地建物取引業を営んでおり、平成19年度～同21年度当時、それまでと同じように、株式会社浅井の役員は、浅井議員が代表取締役、その妻である浅井三枝子及びその子である浅井宏吉が取締役、浅井議員の母である浅井とみゑが監査役であった。その後、取締役であった妻の浅井三枝子が平成23年3月24日に死亡し、監査役であった母の浅井とみゑが同年10月28日に死亡していたとする登記が平成24年5月21日になされている。このように浅井議員の母と妻が死亡し株式会社浅井の役員でなくなっているが、それ以外に変化はなく、平成24年度の当時も、株式会社浅井の役員は浅井議員が代表取締役、その子である浅井宏吉が取締役であった（資料23）。

④ 上記の事実関係からすれば、浅井議員が株式会社浅井に支払った政務調査用事務所の賃料は、実質的に浅井議員の利益になっていたというべきである。

そして、議員の利益になる賃料は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とは認められないから、浅井議員が株式会社浅井に対する賃料に政務調査費を支出した上記平成19年度～同24年度の各36万円の支出は違法である。

(2) 事務費

① はじめに

浅井議員は、事務費として別紙2「違法支出金等一覧表」中、各年度の「収支報告書の金額」に対応する「事務費」欄記載の各金額（但し、平成19年4月分については、次に述べるように違法支出が容易に推認できる自宅の固定電話使用料と携帯電話使用料の金額）を支出しており、かつ、各年度の収支報告書の主たる内訳欄には、それまでと同じように「事務機器借上費、事務用品電話代」などとする以外に何の説明もない（資料1～11）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

② 自宅の固定電話使用料について

浅井議員は、自宅の固定電話使用料として、平成19年度～同24年度の各年度に5万9566円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、自宅の固定電話使用料については、私的用途以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成19年度～同24年度の各2万9783円の支出は違法である。

③ 携帯電話使用料

浅井議員は、携帯電話使用料として、平成19年度～同24年度の各年度に11万6121円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、浅井議員は、調査研究以外にも、株式会社浅井、後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の各活動や、私的用途にも携帯電話を利用していたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成19年度～同24年度の各9万2897円の支出は違法である。

④ 上記②③以外の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費、固定電話使用料などとして、別紙2「違法支出金等一覧表」中、「支出額」欄に対応する「その他の事務費」欄記載のとおり、5月以降の平成19年度に20万0758円、平成20年度に14万5656円、平成21年度に9万8854円、平成22年度に17万8887円、平成23年4月分に4419円、同年5月以降の平成23年度に13万5276円、平成24年度に7万6913円を各支出した。

そして、前記(1)②のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分である5月以降の平成19年度15万0568円、平成20年度10万9242円、平成21年度7万4140円、平成22年度13万4165円、平成23年4月分3314円、同年5月以降平成23年度10万1457円、平成24年度5万7685円の支出は違法である。

(3) 人件費

① 浅井議員は、人件費として、別紙2「違法支出金等一覧表」中、各年度の「収支報告書の金額」に対応する「人件費」欄記載の各金額を支出しており、かつ、各年度の収支報告書の主たる内訳欄には、それまでと同じように「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない(資料1～11)。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

② 上記(1)②のとおり浅井議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人物費は、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降の平成19年度90万7500円、平成20年度～同22年度各99万0000円、平成23年4月分8万2500円、同年5月以降平成23年度90万7500円、平成24年度117万0000円の支出は違法である。

(4) 小活

よって、浅井議員の事務所費、事務費、人物費（但し、平成19年4月分は事務所費、事務費のうち自宅の固定電話使用料、携帯電話使用料のみ）の違法支出は、平成19年4月分4万0224円、同年5月以降の平成19年度150万0524円、平成20年度158万1922円、平成21年度154万6820円、平成22年度160万6845円、平成23年4月分12万6038円、同年5月以降の平成23年度145万1413円、平成24年度171万0365円であり、その合計金は956万4151円となる。

7 浅井議員の不当利得と県の損害

以上のとおり浅井議員は、平成19年度から同24年度に、事務所費、事務費、人物費として合計956万4151円の政務調査費を違法・不当に支出し、もって、同金額を不当に利得しているし、県は同等額の損害を被っている。

8 不当利得返還請求債権の消滅時効とその起算日

違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求債権は、公法上の債権であり、同請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項前段により5年であると解されている。また、その起算日は、各支出日から進行するものと解されている。

9 時効により消滅した不当利得請求債権

浅井議員が支出した上記の各支出日は、過去の支払資料から、事務所費及び人物費については毎月末日であったと推認できる（資料26、29）。事務費のうち、自宅の固定電話使用料の支出日が毎月20日であり、携帯電話使用料の支出日は毎月末日であったと推認できる（資料27、28）。それ以外の事務用品・備品購入費、固定電話使用料等の事務費については、毎月末日であったと見なすことが相当である。そうすると、浅井議員に対する不当利得返還請求債権は、平成22年度の3月分の自宅の固定電話使用料及び、同年度の2月分までの合計614万4914

円については、すでに時効により消滅していると解さざるを得ない。

従って、浅井議員に対して請求できる不当利得請求債権は、現時点においては平成22年度の3月分の自宅の固定電話使用料を除く同年度の3月分以降、同24年度までの合計341万9237円である。

10 仁坂吉伸知事の賠償責任

- (1) 第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」として、他の目的が併存する場合には、当然に按分するべきであるとした上で、各議員の「政務調査用事務所」を特定し、その事務所に併用（自宅、会社、後援会、政党支部、政治団体等との併用）する団体を所在地等から認定し、当該併用使用団体数に応じて、併設事務所の実質的な存否、その活動の有無及び経費支弁の方法などの具体的なことを一切斟酌することなく、事務所費、事務費、人件費における社会通念上相当な按分率として採用し、当該按分率を超える部分の支出を違法とした。
- (2) 前記原審の判示からすると、当該原審判決において、政務調査用事務所に他の目的の事務所の併設を認定した議員の政務調査費の当該原審判決が対象とした翌年度すなわち平成18年度以降、平成24年度（当該原審の判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、同様の併用に基づく按分割合を超える違法支出の存することが当然推認できる。それは、仁坂知事においても、当然、推認できたと解すことができる。このように、原審判決から推認できた違法支出に基づく損害の回復を求める不当利得返還請求債権は、客観的に存在する債権と解すべきである。
- (3) 和歌山県は、前記不当利得返還請求債権を有していたにもかかわらず仁坂知事は、その回復を図る措置をまったく講じず、かつ、講じないことに何の説明もせず、今日に至っている。この点、最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりする事は許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない」と判示している。そうすると、前記不当利得返還請求債権は、理由もなく放置す

る事が許されず、かつ、不行使についての裁量のない債権にもかかわらず仁坂知事は、いたずらに放置し理由もなくその行使を怠ったと解すべきである。

(4) 従って、その不行使により県が被った損害は、いたずらにその行使を怠った仁坂知事がその責めを負うべきであり、その不行使により時効消滅させた相当債権を賠償すべきである。

(5) そして、その行使は、上記原審判決日の平成25年1月29日から2ヶ月の間には行使できたと解すべきであり、不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。そうすると、その当時、上記時効により消滅していると解される不当利得請求債権のうち、平成19年度を除いて、未だ時効消滅していはず不当利得返還請求することが可能であった。にもかかわらず、仁坂知事は、それをいたずらに行使せず消滅させたのであるから、消滅させた和歌山県の相当損害金合計460万4166円を賠償すべきである。

11 仁坂吉伸知事の怠る事実

和歌山県を代表する仁坂吉伸知事は、県が被っている上記の損害の回復を図る不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

12 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第242条1項に基づき、事実証明を添付の上、請求する次第である。

添 付 資 料

資料1～11 収支報告書（平成16年度～18年度、5月以降同19年度～24年度）

資料12～16 政治団体一覧表（政党支部。但し、浅井議員に関係するところ）

資料17～21 政治団体一覧表（その他の政治団体。但し、浅井議員に関係するところ）

資料22 陳述書

資料23 商業登記簿謄本

資料24, 25 不動産の謄本（土地・建物）

資料26 建物賃貸借契約書
資料27 電話料金等支払証明書
資料28 ドコモ料金支払い証明書
資料29の1, 2 雇用契約書
資料30, 31 第一次訴訟及び第二次訴訟確定判決（本件各資料は、請求人らが平成27年9月2日付で行った住民監査請求に資料10～13として添付しておりそれを援用する。）

その他事実証明資料は追って提出する。

請求人 別紙請求人目録のとおり

2016年 3月29日

確 定 判 決 内 容 等 一 覧 表

別紙 1

第一次訴訟確定判決			
科目	内訳	支出額	
		H16年度	H17年度
事務所費	事務所賃料	360,000	360,000
固定電話使用料(自宅)	61,600	57,531	59,566
携帯電話使用料	115,452	116,730	116,121
上記以外の事務費			1/4
人件費			1/4
政調事務所	有田市宮崎町2129番地55（自宅とは別の場所。但し、自宅の住居表示と同じ同町2305番と届出されていた）		
併設団体名	①株式会社浅井 ②後援会		
	③自由民主党和歌山県有田市第一支部		
自宅	有田市宮崎町2305番地164（住居表示：同町2305番地）		
備考	併設団体①が支払った役員報酬を人件費に加算		
	参考	先行判決が認めた併設団体①が支払った役員報酬の計算認めず。	

第二次訴訟確定判決			
科目	内訳	収支報告書の金額	支出額
		H18年度	説明
事務所費	事務所賃料	360,000	
固定電話使用料(自宅)	①固定電話使用料	360,000	
携帯電話使用料	②携帯電話使用料	59,566	先行判決の2年分の平均
	262,177	116,121	1/2
	③上記以外の事務費	86,490	収支報告書金額から①②を差し引いた残金（以下同じ）
人件費		1,440,000	1/4
		1,440,000	64,867
			1/4
	合計	1,440,000	1,080,000
			合計
			1,627,547
政調事務所	有田市宮崎町2129番地55（自宅とは別の場所。但し、自宅の住居表示と同じ同町2305番と届出されていた）	有田市宮崎町2129番地55（自宅とは別の場所。但し、自宅の住居表示と同じ同町2305番と届出されていた）	
併設団体名	①株式会社浅井 ②後援会	①株式会社浅井 ②後援会	
	③自由民主党和歌山県有田市第一支部	③自由民主党和歌山県有田市第一支部	
自宅	有田市宮崎町2305番地164（住居表示：同町2305番地）	有田市宮崎町2305番地164（住居表示：同町2305番地）	
備考	併設団体①が支払った役員報酬を人件費に加算		
	参考	先行判決が認めた併設団体①が支払った役員報酬の計算認めず。	

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割会 計	H 1.9 年度 (5月以降[1か月分])			H 2.0 年度			H 2.1 年度			H 2.2 年度				
			支出額	違法支出額	収支報告書 の金額	支出額	違法支出額	収支報告書 の金額	支出額	違法支出額	収支報告 書の金額	支出額	違法支出額 (4~2月分)	収支報告 書の金額	支出額	違法支出額 (H23. 3月分)
事務所費	事務所賃料	0	30,000	30,000	330,000	330,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	330,000	30,000	
事務費	固定電話使用料(自宅)	1/2	4,964	2,482	54,602	27,301	59,566	29,783	59,566	29,783	59,566	29,783	59,566	27,301	2,482	
	携帯電話使用料	1/5	9,677	7,742	361,804	106,444	85,155	321,343	116,121	92,897	274,541	116,121	92,897	354,574	116,121	85,156
	上記以外の事務費	1/4	0	0	200,758	150,568	145,656	109,242	98,854	74,140	98,854	74,140	178,887	122,985	11,180	
人件費	合計	1/4	0	0	1,210,000	1,210,000	907,500	1,320,000	990,000	1,320,000	990,000	1,320,000	990,000	1,320,000	907,500	
政調事務所	有田市宮崎町2129番地55 (自宅とは別の場所。但し、自宅の住居表示と同じ同町2305番と届出されていた)	合計	44,641	40,224	1,901,804	1,901,804	1,500,524	2,001,343	2,001,343	1,581,922	1,954,541	1,954,541	1,546,820	2,034,574	1,472,942	133,903
併設団体	①株式会社浅井															
	②後援会															
	③自由民主党と歌山県有田市第一支部															
自 宅	有田市宮崎町2305番地164 (住居表示 : 同町2305番地)	備考														

科目	内訳	按分割会 計	H 2.3 年度 4月			H 2.3 年度 (5月以降)			H 2.4 年度					
			収支報告書 の金額	支出額	違法支出額	収支報告書 の金額	支出額	違法支出額	収支報告書 の金額	支出額	違法支出額	合計違法支出金	9,564,151円	
事務所費	事務所賃料	0	30,000	30,000	330,000	330,000	330,000	330,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	
事務費	固定電話使用料(自宅)	1/2	4,964	2,482	54,602	27,301	54,602	27,301	59,566	29,783	59,566	29,783	59,566	
	携帯電話使用料	1/5	19,060	9,677	7,742	296,322	106,444	85,155	252,600	116,121	92,897	116,121	92,897	
	上記以外の事務費	1/4	4,419	3,314	135,276	101,457	135,276	101,457	76,913	57,685	76,913	57,685	76,913	
人件費	合計	1/4	110,000	82,500	1,210,000	1,210,000	907,500	1,560,000	1,560,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	
政調事務所	有田市宮崎町2129番地55 (自宅とは別の場所。但し、自宅の住居表示と同じ同町2305番と届出されていた)	合計	159,060	159,060	126,038	1,836,322	1,836,322	1,451,413	2,172,600	2,172,600	1,710,365	1,710,365	1,710,365	
併設団体	①株式会社浅井													
	②後援会													
	③自由民主党と歌山県有田市第一支部													
自 宅	有田市宮崎町2305番地164 (住居表示 : 同町2305番地)	備考												

知事への損害賠償請求権 (H19年度分を除く時効消滅分)	4,604,166円
------------------------------	------------

確定判決の枠組みとその考え方

1 按分の採用

両確定判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」とし、「政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合、当該事務所の費用として支出された事務費、人件費等については、按分した金額についてのみ政務調査費を支出できるとするべきである。」と判示して、按分割合を超える支出を違法としている。

2 事務所の設置状況等の判断

- (1) 両確定判決は、各議員の「政務調査用事務所」の所在と、各議員が関係する自宅、会社、後援会、政党支部及び政治団体等の各所在（届出住所や看板等から）を認定し、それらから、政務調査用事務所の所在に、所在を同じくする団体等は、併用していると判断している。
- (2) 第二次訴訟確定判決は、固定・FAX電話の使用料、携帯電話使用料及び家族の携帯電話使用料等の支出額の認定について、第一次訴訟確定判決の2004年度と2005年度の支出額から推認（当該推認基準は下記4項で述べる。）した額をもって2006年度における支出額と認定した。但し、家族の携帯電話使用料は政務調査費から支出されたものとは推認できないとしている。
- (3) また、政務調査用事務所と併用関係にある会社、後援会及び政治団体等の事務所費（光熱水費含む）、事務費（備品・消耗品費）、人件費の支出額を認定している（但し、併用団体等の支出が考慮される場合のみ。）。

3 按分割合の判断基準

按分割合は、併用使用している主体（各団体及び私的等）の数（それぞれの主体を1とカウント）に応じて、事務所費、事務費、人件費における社会通念上相当な按分率とした。その具体的な基準は次に述べる。なお、第一次訴訟確定判決では、他の選挙に立候補した場合にも一定期間「1」とカウントしていたが、第二次訴訟確定判決は、選挙のことについては按分の主体とすることを否定した。

(1) 事務所費と人件費に共通の基準

① 通常の場合

併用団体数の合計による割合。

② 併用団体等に事務所費（光熱水費含む）と人件費の支出がある場合

政務調査費の事務所費と人件費に、併用団体等の事務所費（光熱水費含む）と人件費のそれぞれを加えた合計額にして、前記①の割合により按分した額を超える部分を違法とした（但し、政務調査費の事務所費と人件費支出の全額が違法とされた場合には、併用団体等の対応する各支出は考慮されない。また、2015年確定判決は、併用団体等の支出を合算して考慮すべきことの主張がない場合には、併用団体等の支出を合算していない。）。

(2) 事務費の認定基準

① 通常の場合

併用団体数の合計による割合。

② 併用団体等に備品・消耗品費支出がある場合

第二次訴訟確定判決は、政務調査費収支報告書の事務費とする計上金額から、固定・FAX電話の使用料、携帯電話使用料、家族の携帯電話使用料を除いた事務費に、併用団体等の備品・消耗品費を加えた合計額に、前記①の割合により按分した額を超える部分を違法としている。

(3) その他の按分割合

① 自宅に設置された政務調査用事務所の固定電話、FAXの使用料

上記「通常の割合」に自宅（私的）分1を加えた割合。

② 政務調査用事務所が自宅とは別の場所に設置されている場合の自宅の電話使用料。

自宅分と政務調査用に使用されたとして2分の1の割合。

（なお、第一次訴訟確定判決では、上記以外に自宅に併設される団体数を加算しているが、第二次訴訟確定判決ではそれを認めていない。）

③ 携帯電話使用料及びガソリン代

上記「通常の割合」に、私的利用を1として加えた上に、別の場所に設置している団体数も加えた割合。

④ 3カ所に政務調査用事務所を設置し、その1つは、他の目的のものが併殺されているが、どの事務所で使用されたか明らかでない場合

4分の3の割合

4 上記2(2)の第二次訴訟確定判決の固定電話、FAX電話、携帯電話及び家族の携帯電話使用料の推認は次の基準で行っている。

- (1) 平成16、17年度の各支出額あるいは2年度分の総額が分かる場合、その2年分の平均額。
- (2) 平成16年5月以降の16年度分と17年度の支出が分かる場合、23分の12で算出される額。
- (3) 平成16年度分の支出のみ分かる場合、当該平成16年度分の支出額。
- (4) 平成16年度と平成17年4月～同18年2月までの支出が分かる場合、平成17年4月から同18年2月までの支出合計額から11分の12で算出した額をもって平成17年度分の支出とし、その2年分の平均額。

5 併用団体等の支出の推認（暦年単位の支出から年度への換算）

第一次訴訟確定判決は、併用団体の暦年単位である支出を年度額と見なしていたが第二次訴訟確定判決は、暦年単位の支出から年度支出に換算して2006年度の支出額と推認した。その換算は、基本的に、当該年の支出÷12×9+翌年の支出÷12×3をもって行っている。

以上

